

愛荘町監査公表第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定により提出された愛荘町職員措置請求に係る監査の結果について、同条第 5 項の規定により次のとおり公表します。

令和 6 年 8 月 26 日

愛荘町代表監査委員 辻井 弘子
愛荘町監査委員 村田 定

第 1 請求の受付

1. 請求の要旨

本件監査請求の要旨は以下のとおりである。（以下、個人名以外原文のまま掲載）

措置請求の要旨

（1）契約解除

愛荘町長は、令和 6 年 6 月 24 日付け愛経第 1229 号により、有限会社（甲）代表取締役（A）との建設工事請負契約を解除された。

（2）契約解除の不当性

解除理由は契約約款第 42 条に基づく発注者の任意解除権により、「必要があるときはこの契約を解除することができる」としている。また、詳細として「現場と設計に差異が生じたことにより」とも明記されている。

工事契約で現場と設計に差異が生じることはよくあることで、事実、愛荘町では工事契約の多くが契約約款第 18 条、19 条による変更として対応されているのが通例であります。ですから近年、契約解除した案件がないと確認しています。これでは、今までの対応と整合性がとれません。また、契約解除までの対応は非常に遅く受注者との協議や工事打合簿にも誠実に対応していません。具体的には、

- | | | |
|--------------|---|------------|
| ① 5 月 17 日提出 | → | 6 月 24 日回答 |
| ② 5 月 24 日提出 | → | 6 月 24 日回答 |
| ③ 6 月 3 日提出 | → | 6 月 24 日回答 |
| ④ 6 月 3 日提出 | → | 6 月 24 日回答 |
| ⑤ 6 月 13 日提出 | → | 6 月 24 日回答 |
| ⑥ 6 月 28 日提出 | → | 回答ナシ |

5月2日に工事契約が行われ、5月8日の現場説明の段階で発覚していたにも関わらず契約解除の意思を示されたのは6月5日とおよそ1か月も経ってからのことでした。結果、6月24日の契約解除となり損害賠償の額も大きくなるおそれがあります。

(3) 損害賠償

受注者は契約解除を望んでおらず、このままでは契約約款第42条により損害賠償をしなければなりません。

契約解除することにより事業の遅れや、再度入札を行う必要があり、時間とお金が掛かります。

(4) 追加予算

追加予算として1,183千円計上されていますが、全員協議会資料にも書かれているように任意調査であり法的に調べる義務もなく、これからまだ事業が継続してあるのにすべての土地に同じように調査をしていくのも無駄である。また、この土地だけに限定するのであればなぜこの土地だけ特別な対応を取られるのかも疑問である。

(5) 結論

上記のとおり、当該契約解除は明らかに不当でありこのまま契約を続けて事業を進めることが最善であり損害賠償も払う必要もなく済み、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とある規定も達成される。

また、追加予算は法的根拠もなく不当に無駄な税金を使おうとしている。

よって監査委員には、愛荘町長に対し、契約解除を取り消すよう、また追加予算を正しく使うよう必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

(6) 資料

建設工事請負契約解除通知書

建設工事請負契約書

契約約款第42条

契約約款第18条、19条

全員協議会資料

地方自治法第2条第14項

工事打合簿11枚

工事請負契約におけるガイドライン

2. 請求人

(氏名省略)

3. 請求書の提出日

令和6年7月12日

4. 請求書の補足及び訂正

(1) 補足事項

なし

(2) 訂正事項

なし

第2 請求書の受理

本件請求は、法定要件を具備しているものと認め、令和6年7月26日に請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1. 監査の対象事項

請求の要旨から、本件監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 愛荘町が行った建設工事請負契約の契約解除が違法又は不当であったかどうか。
- (2) 追加予算が違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実該当するかどうか。

2. 監査対象部局

人権政策課、経営戦略課、建設・下水道課、くらし安全環境課

3. 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、令和6年8月7日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、新たな証拠として資料が提出され、次のとおり本件請求に係る補足説明がなされたが、請求の内容を変更するものではないと判断した。

(1) 請求人の陳述

初めに、この度はご多忙の中、ありがとうございます。

早速ですが、追加資料1番は法務省のホームページの中にある部会資料ですが、任意解除権について検討されていまして、2枚目32ページの補足説明で「民法641条は、請負人が仕事を完成しない間の注文者による解除権を広く認めている。これは、請負契約は注文者の需要に応じて、注文者の利益のために請負人が仕事を完成することを目的としていることから、契約成立後に注文者の事情の変更により、仕事の完成を必要としなくなった場合にも仕事を継続させることは、注文者にとって、無意味であるだけでなく、社会的に不経済である」とあります。

この注文者の契約解除は、あくまでも工事を必要としなくなった場合に、適用されるべきものだと思います。今回の工事は今後もされていかれると聞いています。ですから、この任意解除権は法律にあるんですが、契約解除が適当ではなく不当だと思うので、注文者の任意解除権には当たらないと思います。

本来であれば、工事現場と設計による差異が生じたことは、変更で対応されるべき事案であって、今までの愛荘町の土木工事は、ここ10年以上全て変更対応されています。僕も入札や現場をさせてもらってきましたが、契約解除っていう話は聞いたことありません。

追加資料2ですが、「請負契約の基本は契約において取り交わされた設計図書に基づき工事を施工することである。しかし、土木工事の特性から、その設計図書は完全なものとはならず設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に示された施工条件が実際と一致しなかったり、設計図書で想定しなく一致していなかった条件が発生したりすることがしばしば起こる。

このような場合には、契約書第18条、条件変更に基づき、請負者と発注者の間で契約上の手続きが行われる。

つまり、1 設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤謬又は脱漏、予期し得ない施工条件等が認められた場合、2 設計図書の設計者の意図による事情変更により、設計図書が変更又は訂正された場合について、必要に応じ工期又は請負代金額を変更する必要がある」とあります。

今回の場合は事前に調査ができていなかったため、契約解除ということを知ったんですが、本来であれば一旦工事の中止を行い、その間に目的である廃棄物の処理を行った後、工事を再開することが本来のやり方だと思います。

あと、これは契約請負契約書の解説本で国交省が出されている契約約款の解説本になります。そこに書かれているのも、この発注者の任意解除権っていうのは、発注者が必要としなくなった工事をあえて完成させることは、発注者にとって極めて無意味で不利益なこととあります。あくまでも工事をされていくのであれば、契約の解除というのは不当なのかなと思います。

この契約解除に至るまでに1ヶ月ほど有していますが、5月2日に契約しまして、5月8日に現場打ち合わせしました。5月8日の打ち合わせの段階で廃棄物が残っている状態を確認したので、担当者の方にどうされるのかと聞いたのですが、中で協議するからちょっと待つてほしいとの回答があったのが6月5日、1ヶ月後になります。

この6月5日は、副町長と政策監がうちに来られて、入札をやり直すために契約を解除したいというお願いに来られました。うちは、契約解除は飲めませんと返事しました。そこから19日の全員協議会場で契約解除の報告をされたのを、僕もたまたま来ていたので、そのとき初めて知りました。こういう話は事前に協議した上で、理解を得られた後に契約解除されるものだと思っていたのでちょっとびっくりしました。6月25日付けで

契約解除の書類がうちに届きました。そこで納得いかないということで今回監査請求をさせていただく運びになりました。

この入札というのは3回目の入札で、1回目の入札が令和5年11月に行われて、そのときは違算によって取り消し入札中止になりました。

2回目の入札のときに、令和6年1月に株式会社（乙）が落札され、現場打ち合わせの後、契約までの間に、これまた違算が発覚して、契約には至らなかったと聞いています。

2回目の入札の時点で廃棄物はありました。今の状態よりも山盛りに置いてあったと聞いています。株式会社（乙）が現場説明のときに、このゴミはどうするのかと町に確認したところ、町で処理しますというところで終わっただけです。

うちの3回目の入札の前にはそのゴミは処理されていました。くらし安全環境課が動かされたと聞いたのですが、くらし安全環境課の担当の方がOKやと、これでOKやというので人権政策課が現場を確認して、OKやということで入札を出された公告を出された。設計しているのは建設下水道課なので建設下水道課も現場を見た上で数量を入れた仕様書を作っておられるので、入札が無効やという副町長の話は違うのかなと、もう一つこの2回目の入札、株式会社（乙）がとられて、契約に至らなかったというところで、町長と株式会社（乙）が2人で話されたと聞きました。

中身については聞いてないですが、僕は今回の契約解除っていうのは、何らかの権利濫用のところ、信義則違反があると考えています。

2回目の入札が行われてから、違算っていうところは僕が見つけたのですが、僕が違算を見つけて人権政策職員に違算があるのですけれどもこれ経営戦略課に入札のやり直しを言ってもいいですかと尋ねました。1月の話で、この会議室でその話をさせてもらいました。職員はできればそのまま黙っていて欲しいと黙認してほしいと言われました。

入札が流れたら、年度をまたいでしまって、本来、これ売るのが目的なので、それに間に合わなくなるので黙っていてほしいと言われ、僕は近しい議員さんにも相談させてもらったら、間違いは間違いなので、言っていないといけないんじゃないかって言っていたので、経営戦略課の方に違算である旨を申しでて、違算という手続きが取られて入札不調という形になりました。

僕はこの職員のこの対応は、うちが黙っていたらよかったものを、言ってしまったため逆恨みじゃないけども、うちが今回取ったことによって契約解除っていう話になったのは、そこが絡んでいるのかなと。

あと2回目、株式会社（乙）と町長と2人で喋られていた、何を喋ってやったのか知らないのですけれどもその辺も何か絡んでいるのかなと思っています。

この6月5日の契約解除の前日に工事の材料の使用届という、こういう材料を使いたいという資料を出しているのですけれども、これも受け取られていますし、5月の末の工事看板を立てる際にも、工事看板をこんなふうに立てようと思ってるんですがどうしたらいいですかって担当の方とも喋らせてもらってて、その時はもうこういう感じにしてく

ださいよと言われていたので、契約解除される目的があるのであれば、最初の現場打ち合わせの段階で、もうすぐ契約解除なんですよとなっていないのはおかしいと思ったんですけども、中でいろいろあったと勝手に推測してたのですが、本来の5月8日の現場説明の段階で工事を中止にしていたら、契約解除に仮になっても、損害賠償としてはそこまで大きくないのかなと思うのですが、契約解除されるまでの間、工事の準備とか書類の作成や、なんやかんやの人件費や、材料も手配しているの、材料のお金もかかってきましたし、その辺の損害賠償の額っていうのも大きくなってくると思います。

だから工事に関しては、そのまま廃棄物を誰かが処分して、その状態で仕様書の通りに入札しうちが落札しているので、うちにさせてもらえると一番お金もかからずにそのまま工事自体はやっていけるのかなと思っています。

もう一つここに書かせてもらっている廃棄物の任意調査の部分ですけれども、この任意調査で土壌汚染の調査をするっていうので118万3,000円予算計上されています。この廃棄物の調査というのは書かれている通り任意調査なのでしなくてもいいですし、されているところっていうのはないです。

小学校とか公共施設に昔からある焼却炉の解体をするに当たって中の灰の調査をしたりすることはあるんですけども、この灰っていうのは土の中に染み込むものではない。土壌調査っていうのは全くの無意味なものであるの、ここの調査費っていうのは、必要ないのかなと思っています。廃棄物が含まれている恐れがあるという通報があったので、全体的に調査をしますということだったんですけども、全体的に埋まっている廃棄物っていうのは調べようがないので、工事をしている段階で当然掘りますので、その段階で見つけた廃棄物を廃棄物処理法に則って処分するっていうのが、一番経済的なやり方かなと。土壌汚染の調査っていうのは全く必要ないことだと思っているので、予算計上はもうちょっと何か考えるべきものがあるのかなと、この予算計上されているのはあくまでも調査費であって、中から出てきた廃棄物のお金っていうのはまた別途かかります。もちろん調べるので、ダイオキシンの数値が規定する規定値以上あれば、廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物の処分になってくるので、もう莫大な費用がプラスかかってきます。

もう一つ、去年うちが3回、3ヶ所ほど公共工事をさせてもらっている現場があるんですけども、三つとも現場と設計に差異はありました。全て変更対応されています。

一つの現場、その豊満地先の現場ですけれども、これは設計調査の段階で水道管が当たるということになり図面を一から作成し直すということで2ヶ月現場が止まりました。

これも今回の事例と一緒に契約解除すべき案件になるのかなと。これが契約解除に当たるのであれば、そこら辺の整合性が取れてないのかなと。この現場に関しては工期延長されて、2ヶ月分止まった分を年度またいで工事はしました。全て変更で契約しました。以上になります。

(2) 新たな証拠

追加資料1 民法（債権関係）の改正に関する論点の検討（18）

追加資料2 設計図書の照査ガイドライン（案）

4. 関係職員等の陳述

地方自治法第242条第8項の規定に基づき、関係課職員に対して、令和6年8月7日に陳述を求めたところ、次のとおり陳述がなされた。

(1) 職員の陳述

弁明書、お手元にございますでしょうか。まず1弁明書の趣旨でございますが本件請求を棄却するとの決定を求めます。

2事実の認否でございますが、請求理由の(1)契約解除の不当性については否認をいたします。今回の契約解除は、受注者と締結した契約書の約款第42条の発注者の任意解除権に基づき契約を解除したもので、妥当に行われたものです。

請求の2損害賠償についても否認をいたします。今回の契約解除は妥当に行われたものであり、損害賠償は、契約約款第42条第2項、発注者は任意解除権により契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償することとなっておりますので、受注者に損害がある場合は、契約約款に基づき妥当に行うこととなります。

請求理由の3追加予算については否認をいたします。目視で確認できる野焼き跡、焼却灰の灰その周辺の土を適正に処分するため、また、工事の安全確保、工事後の土地を分譲するため、買主の安心安全を確保するため、法的義務ではなく任意であります、調査を行うことは妥当であります。

3番目の理由につきましてはちょっと割愛させていただきまして、(2)弁明事実でございます。請求理由の(1)契約解除の不当性について今回の契約解除は契約約款第42条の発注者の任意解除権に基づき行われました。任意解除権は、発注者は工事が完成するまでの間は受注者の債務不履行を必要とせず、一方的な意思表示により自由に成し得るものであり、発注者は解除を行うにあたって、理由を示す必要もない。工事を打ち切ることが物理的に不可能な工程にある場合、打ち切ることが可能であるが多額の費用がかかるような工程にある場合その工程が終了すれば著しく既施工部分の価値が増大する場合を除き、発注者が必要であると認めるときに任意に決定することができるものであります。

今回の契約解除は、工事現場に入札執行前から対応が必要であると認識していた野焼きによる燃え殻等があり、その処分を行う必要がありましたが、対応が不十分であったため、現場と設計に差異が生じたことにより行ったものであります。

以上のことから、契約解除については妥当で、契約解除の整合性については、今回の工事は町が対応しなければならないことを認識し、その対応を行っていたが不十分であり、その結果、現場と設計書に差異が生じたため、契約解除を行ったもので、他の工事とは違

うものでございます。

請求理由の損害賠償、契約約款第42条に基づく契約解除は妥当であり、第42条第1項に基づく契約解除に係る損害賠償については、同条第2項に規定をされておりますので契約約款に基づき行うものでありますので妥当であります。

請求理由の3追加予算につきましては、当該地には野焼きや焼却灰があり、その周辺の土地について分析を行い、基準値を超える物質が検出されれば、適正に処分する必要があるため、法的ではなく任意でありますが廃棄物分析を行います。

また、今回の受注者は後日、土壤汚染の調査は不要とされましたが、当初は工事打ち合わせ簿において労働者の健康を保護するため、ダイオキシン類の数値が基準以下であることの証明書の提示を求めますとされており、事業者によっては土壤汚染による人の健康被害に対して敏感な事業者もおられ、町も100%基準値を超える物質はないとは言い切れません。

本工事は、宅地造成完了後、地元住民、その親族を対象に分譲を行うものでありますが、令和6年5月8日に行った今回の工事の発注受注者との現場打ち合わせ以降に野焼き跡と焼却灰が目視で確認できるところだけではなく、場所は不明だが、工事予定地内で除却した木材等を野焼きしていたとの情報があり、また調査の専門業者に確認したところ、地中の焼け跡、焼却灰はわかりにくく、掘削時に確認してもわからないとのことでありました。

以上のことから、法的義務ではなく任意でありますが、その周辺の土についての廃棄物分析を行い、また工事予定地全体を対象として、土壤汚染対策法に準じた土壤汚染、ダイオキシン類等の調査を行い、工事の安全確保、工事後の土地を分譲する買い主の安心安全確保を行うことが妥当であります。

また今後については現場の状況を考慮し、調査の必要性について検討していきます。
以上でございます。

第4 監査の結果

1. 請求内容に係る事実経過

本請求に係る事実経過は、関係課から提出された資料及び関係職員の事情聴取等によれば以下のとおりである。

(1) 契約締結から契約解除までの経緯について

- ・令和6年5月 2日 宅地造成工事請負契約を有限会社(甲)代表取締役(A)(以下請負事業者という。)と請負代金額3,723,500円(税込み)で締結
- ・令和6年5月 8日 現場打合せにおいて、請負事業者より町に対し不法投棄ゴミと燃え殻の対応について問い合わせ

- ・令和6年5月21日 請負事業者より、町に対し不法投棄ゴミと燃え殻の回答を求める。
人権政策課よりもう少し待ってほしいと回答
- ・令和6年5月22日 暮らし安全環境課より燃え殻について、調査しなくても大丈夫と回答
- ・令和6年5月23日 人権政策課と請負事業者と燃え殻、焼却灰、汚染土の件について協議
- ・令和6年5月24日 請負事業者より、町に対し労働者の健康を守るため、ダイオキシン類の数値が基準以下であることの証明書の提示を求める。
- ・令和6年5月27日 人権政策課と請負事業者が工事着工時期について協議
- ・令和6年6月 3日 工事打合せにおいて、請負事業者より6月4日より工事着工をすること。燃え殻等のない北側の土地から着工。その間に南側の汚染土等について調査を依頼される。
- ・令和6年6月 5日 副町長、政策監が、請負事業者に契約解除について説明
- ・令和6年6月13日 請負事業者より、町に対して滋賀県公安委員会への道路使用許可に対する意見照会を依頼される。
- ・令和6年6月19日 町長が請負事業者と面会し説明
- ・令和6年6月24日 人権政策課より、不法投棄ゴミと燃え殻について関係機関と協議中であると回答（令和6年5月8日）
- ・令和6年6月24日 人権政策課より、ダイオキシン類の数値が基準以下であることの証明書の提示について、調査方法を検討中と回答（令和6年5月24日）
- ・令和6年6月24日 請負事業者より、工期があるため燃え殻のない北側から工事着工することとその間に南側のダイオキシンの調査をすることを依頼されたことについて工事の着工日、調査方法について協議中であると回答（令和6年6月3日）
- ・令和6年6月24日 請負事業者より道路使用許可の意見照会を依頼されたことに対して、人権政策課より契約解除を考えているため照会は行っていないと回答（令和6年6月13日）
- ・令和6年6月27日 町より請負事業者に「契約解除通知」を書留郵便により送付（請負事業者受け取り）

(2) 対象請負業務の契約条項等について

- ・令和6年度工事第1号山川原小集落地区改良事業に伴う宅地造成工事請負契約書

契約日 令和6年5月2日

契約期間 令和6年5月2日～令和6年6月28日

請負代金額 3,723,500円(税込み)

契約書抜粋 愛荘町建設工事請負契約約款(抜粋)

第42条(発注者の任意解除権)

発注者は、工事が完成するまでの間は、次条から第42条の4までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

- ・建設工事請負契約解除通知書

契約解除通知日 令和6年6月24日

工事名 山川原小集落地区改良事業に伴う宅地造成工事

契約解除の理由 工事現場に入札執行前から対応が必要であると認識していた不法投棄および野焼きによる燃え殻があり、その処分を行う必要があったが対応が不十分であったため、現場と設計に差異が生じたことにより契約を解除するもの。

2. 監査委員の判断

本監査においては、町が行った「令和6年度工事第1号山川原小集落地区改良事業に伴う宅地造成工事請負契約の解除の違法又は不当性と、追加予算が違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実」に該当するか否かについて次のとおり判断した。

一般的に法第242条第1項に基づく監査請求は、地方公共団体の長又は職員等による違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に財産の管理等を怠る事実があると認めるときは、これらの行為又は怠る事実によって当該地方公共団体が被った財産上の損害の補てんのため、又は損害を被ることを防止するための必要な措置を講ずべきことを請求することができるとするものである。

また、一般的に裁量権が認められている行為については、その行為に係る判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により全く事実の基礎を欠く、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであると認められる場合に限り、裁量権の逸脱又は濫用があったものとして違法であるとす

ることができるもの（最高裁昭和53年10月4日判決）と解されている。それが不当となるのは、裁量権の逸脱・濫用に至らない程度の不合理な行使があった場合であると解するのが相当である。

さらに、公金の違法な支出とは、普通地方公共団体の職員が、その管理する公金をその職務に関する法令又は条例の規定もしくは当該団体の議会の議決に違反し、又は私利を図る目的でその任務にそむいて支出するか、あるいは支出するおそれがあると認められる場合を指すものと解すべきであって、職員が法令ないし議決によって定められた基準に従って公金を支出するものであるかぎり、職員の裁量的行為については、それが裁量権の濫用にあたるものでなければ、その制限禁止を求めることはできない（名古屋高裁金沢支部昭和30年11月7日判決）と解される。

これらを前提に本件について検討した。

（１）「建設工事請負契約解除」の違法性又は不当性について

請求人は、町が行った建設工事請負契約の解除は、契約約款第42条に基づく発注者の任意解除権によるものであるが、町が行った契約の解除は不当であると主張していると解した。

当該請負契約は契約書を含む約款に基づき、設計図書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならないと契約約款の総則に定めている。

約款には、第42条において発注者の任意解除権の定めがあり、発注者は、工事が完成するまでの間は、次条から第42条の4までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができるとしている。また、この条文は、民法641条規程を踏まえたものである。

当該約款の逐条解説では、任意解除権について、当該条文の第1項の規定により発注者が解除を行うにあたっては、工事が完成するまでの間は、受注者の債務不履行を必要とせず、一方的な意思表示により自由になし得るものであり、発注者は、解除を行うにあたって、理由を示す必要もないとしている。また、第1項は、「必要があるとき」としているが、民法の原則を制限する意味を持つものではなく、解除するか否かは、信義則によって制限される場合を除き、発注者は必要があると認めるときに、任意に決定することができる。信義則によって制限される場合の例としては、工事を打ち切ることが物理的に不可能な工程にある場合、打ち切ることが可能ではあるが多額の費用がかかるような工程にある場合、その工程が終了すれば著しく既施工部分の価値が増大する場合があげられるとしている。

契約約款およびその逐条解説の定めによると、今回町が示した契約解除の理由を示す必要は無く、その理由の違法性又は不当性が契約解除の違法性又は不当性を判断する要因にはならないと判断される。

(2) 追加予算の違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る 事実 該当するか否かについて

請求人は、法的根拠のない任意の調査に予算をつかうことが不当であると主張していると解した。

「公金の不当な支出」とは、前述のとおり、法令や条例の規定もしくは当該団体の議会の議決に違反し、又は私利を図る目的でその任務にそむいて支出するか、あるいは支出するおそれがあると認められる場合とされており、職員が基準に従い支出する支出については、裁量権の濫用にあたるとは考えられない。

また、今回の予算については、法定検査ではないが、将来的に宅地として住民に売り渡される土地に対する調査費用であり、本土地に住む住民と工事従事者の健康と安全を保障するために行う任意の調査であると担当課からの陳述があったが、監査委員においては、政策の適否あるいは政策判断の妥当性や予算編成事務の監査においては、職務権限が及ばないことから、予算の不当性については判断できない。

以上から(1)について本契約の解除の違法性・不当性については認められないため請求を棄却する。

(2)については、職員の裁量権の濫用にあたるとは認められないため請求を棄却する。

なお、本件の請求に係る監査の結果は、以上のとおりであるが、次のとおり意見を申し添える。

本事業は、関係課が複数にわたることから、事業を進めるにあたっては、発注者である町の関係課間での十分な協議に加え、早急な対応が求められたと推察する。

また、本事業の請負契約書には、「発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。」とあり、発注者及び受注者間においても十分な協議が必要であったと推察する。

以上から、業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守することはもとより、発注者である町は関係課間の十分な協議と、早急に意思決定がなされたうえで、受注者とコミュニケーションを密にし、誠実に向き合うよう望むものである。